

公 示 日 : 2024 年 6 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 24a00432

国 名 : セネガル

担 当 部 署 : 経済開発部農業第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : セネガル国小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ2 (バリューチェーンアクター関係強化)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : バリューチェーンアクター関係強化
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024年7月下旬から2024年9月中旬
- (2) 業務人月 : 1.55
- (3) 業務日数 :
準備業務 3日、現地業務 42日、整理業務 ○日

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
 - (3) 提 出 期 限 : 2024年7月3日(水) (12時まで)
 - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 7 月 12 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 3 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務経験の分野	フードバリューチェーン関係者に係る調査業務及びアグリビジネスに係る各種業務
対象国及び類似地域	セネガル及びアフリカ地域（特に仏語圏アフリカ）
語学の種類	フランス語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

セネガルにおいて農業は重要な産業の一つであり、GDP の約 15%（世銀、2021）と、雇用の約 29%（世銀、2020）を占めている。また、農村部の貧困削減、雇用確保および経済の活性化の面で、小規模農家の生計向上が求められている。国家開発計画であるセネガル振興計画（Plan Sénégal Emergent : PSE）（2014-2035）においては、経済の構造転換と成長に向け農業分野、特に園芸農業振興の必要性が言及されている。農業・農村施設・食料主権省（以下、「MAERSA」という。）は PSE の農業コンポーネントとして位置づけられている「農業推進加速プログラム（Programme d' Accélération de la Cadence de l' Agriculture Sénégalaise : PRACAS）」の中で、多様で競争力があり、持続的な農業を実現することを目標としており、農業を通じた農村部の所得向上を重点分野に掲げている。しかしながら、園芸作物は、計画性に乏しい生産量増加による値崩れやこれに伴う農作物の廃棄、保存・加工技術の低さ、資金・市場へのアクセス等の課題から、小規模農家の生計向上に十分寄与していない。

このような背景のもと、ニヤイ地区を対象として、市場志向型農業振興の普及手法である SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）アプローチを実践することで、対象園芸農家およびニヤイ地区全体の小規模農家の収入向上に寄与することを目的として、「小規模園芸農家能力強化プロジェクト」（2017-2022 年）（以下、「先行事業」という）が実施された。その結果、対象農家の営農情報入手にかかる行動変容が確認され、対象農家の収入が向上した。また、「SHEP 広域ア

ドバイザー」が2017年～2019年及び2021年～2023年にわたり派遣され、国内及び仏語圏アフリカにおいてSHEPアプローチが推進された。この結果、MAERSA園芸局はSHEPアプローチを評価し、国家園芸振興プログラム（Programme National de Relance de Horticulture: PNRH）（2021年-2023年）の中に普及手法として採り入れるに至った。しかしながら、同国政府によるセネガル全国でのSHEP活動展開に向けた具体的な実施計画の策定や予算措置の実現には至っていない。

このような背景から、同国政府は「小規模農家能力強化プロジェクト・フェーズ2」（以下、「本事業」という）を要請し、2023年5月からは同プロジェクトが開始され、先行事業で得られた成果の面的拡大と、実施体制の強化が行われている。同フェーズでは、園芸及びその他サブセクターのポテンシャルを持つ8州17県を対象とし、全国レベルで適用可能なモデル改善を行うだけでなく、農業指導員の情報力を強化し、通常業務の一環として農家とバリューチェーン関係者の関係強化できるような仕組みづくりを行う。

本業務では、上記した農業指導員の情報力強化のためのバリューチェーン関係者に係るデータベースの構築とその活用に向けたシステム構築を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本事業のチーフアドバイザーを始めとする長期専門家との協議・調整、MAERSA等のカウンターパート（C/P）機関と協働して下記の業務を遂行する。

（1） 準備業務（2024年7月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地業務で収集すべき情報を検討する。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operations）を確認し、本業務との関連部分を検討する。
- ③ ワークプランを作成し、JICA経済開発部、JICAセネガル事務所、プロジェクトチームに電子データで提出し、対処方針会議に参加する。

（2） 現地業務（2024年8月上旬～2024年9月中旬）

- ① JICAセネガル事務所およびプロジェクト専門家等との打合せに参加する。
- ② プロジェクトが雇用した調査員が実施するバリューチェーン関係者の基礎

情報収集調査のための調査票（案）を作成する。調査概要は以下の通り¹。

（ア） 対象地域：1 州

（イ） 調査対象者：農業資機材業者、商人（巡回商人、商人）、仲介業者、
運送業者、金融機関等の農家が取引を行うアクター

（ウ） 調査内容：農業指導員が農家に提供する情報として、対象地域内における以下のような情報を収集する。

- ・ 農業インプット会社の窓口の連絡先及び扱っている商品等
- ・ SHEP 農家（園芸、養鶏、加工分野）が利用可能な金融機関の窓口と利用方法
- ・ 常設市場（定期市場も含む）で農作物の売買を行う商人、仲介業者、運送業者の連絡先および扱っている商品・量・時期等。

（エ） 調査期間：10 日間

- ③ 本事業で雇用される調査員による基礎情報収集調査の監理を行う。
- ④ プロジェクトチームや C/P との協議を行い、調査を通して収集されたデータを運用するための電子システム及び、その運用方法を検討し提案する。システム選定では以下の点に配慮する。
 - （ア） 新たにアプリケーションを開発するのではなく、既存のアプリケーションの活用やオンラインシステムを活用する。
 - （イ） セネガルの C/P 機関職員がプロジェクト終了後も活用できるよう、現場の状況に合う方法を検討する。情報のアップデートを誰が担うのか、など仕組みの維持管理に関する役割についても同時に検討、提案をする。
 - （ウ） 登録されたデータからキーワード入力による検索ができるようなシステムが望ましい。
 - （エ） タブレットやスマートフォンで活用でき、利用者間で情報を更新できるような仕組みが望ましい。
- ⑤ 収集されたデータを上記システムに登録し、対象州のデータベースシステムの初期バージョンを完成させる。
- ⑥ 作成されたデータベースシステムを農業指導員が使用できるよう、農業指導員向けの研修モジュールを作成する。

¹ ※調査費用はプロジェクト予算から支出されるため、本業務の一般業務費には計上しない。

- ⑦ 専門家業務完了報告書を提出する。(※以下の「8. 報告書等」を参照。)
- ⑧ プロジェクト関係者および JICA セネガル事務所向けに報告会を開催する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 仏文及び和文（または英文）を電子データで提出する。
- ・ 提出先は、JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関。

(2) 専門家業務完了報告書

2024 年 9 月 11 日(水)帰国日までに現地にて提出。

業務完了報告書（仏文及び和文（または英文））を、JICA 経済開発部、JICA セネガル事務所、C/P 機関に提出し報告する。電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 4 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間（2024 年 7 月下旬～2024 年 8 月

下旬) に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームは以下の専門家によって構成されています。本業務を遂行するにあたり、同チームやナショナルスタッフ、カウンターパートと密なコミュニケーションを図りながら、業務を進めてください。

- ア) チーフアドバイザー／広域市場志向型農業
- イ) モニタリング評価・デジタル化
- ウ) 市場志向型農業
- エ) 業務調整／モニタリング評価・デジタル化 2

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします
- カ) 執務スペースの提供：あり（プロジェクト事務所）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト・フェーズ2 詳細計画策定調査報告書
 - ・ セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ セネガル国小規模農家能力強化プロジェクト・フェーズ2 事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_202108331_1_s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下

のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上